

石川県職員研修一括委託業務企画提案募集要領

1 業務の目的

複雑・多様化する行政課題に的確に対応するため、人財育成・確保の重要性が高まっている。本業務は、県政の課題解決に向けて積極果敢に挑戦する職員を育成することを目的として実施するものである。

2 委託を予定している業務の概要

（1）業務名

石川県職員研修一括委託業務

（2）業務内容

石川県職員研修のうち、一部の研修の企画、実施・運営及び評価に関する業務

（3）委託事業者が行う業務（県との業務分担）

別紙1「石川県職員研修業務委託内容（一括委託分）」のとおり

（4）委託する研修内容及び実施日程

別紙2「令和8年度石川県職員研修（一括委託分）一覧（計画）」のとおり

（実施日は現段階での予定であり、受託候補者との調整等を踏まえ、変更となる場合がある。）

（5）実施場所

石川県金沢市尾山町10番5号 石川県自治研修センター ほか

（6）契約期間

令和8年4月から令和9年2月（予定）

（7）提案金額の上限額

6,450千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- （1）令和5年度から令和7年度までの間に国、都道府県又は政令指定都市の職員を対象とした研修実績を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4）石川県から競争入札の指名停止又は見積合わせへの参加排除を受けて、企画提案書受付期間において、指定停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- （5）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員

- （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （6）石川県の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について未納がない者であること。

4 スケジュール

（1）募集開始	令和7年12月17日（水）
（2）質問書提出期限（質問がある場合のみ）	令和7年12月24日（水）
（3）質問書への回答（県ホームページ掲載）	令和7年12月26日（金）
（4）参加申込書提出期限	令和8年 1月 9日（金）
（5）企画提案書提出期限	令和8年 1月14日（水）
（6）選定結果の通知	令和8年 1月下旬（予定）
（7）契約締結	令和8年 4月以降

5 質問の受付及び回答

（1）提出方法

質問がある場合は、様式6により電子メールで提出すること。

なお、提出の際は、件名を「【質問票】職員研修一括委託業務」とすること。

（2）期限

令和7年12月24日（水）17時（必着）

（3）提出先

石川県自治研修センター 宛

電子メール：jichiken@pref.ishikawa.lg.jp

（4）質問の回答

令和7年12月26日（金）17時までに県ホームページに掲載する。

（5）留意事項

ア 審査及び評価に関する質問は受け付けない。

イ 電話での質問は受け付けない。

6 参加申込書の提出

（1）提出方法

提出する意思がある場合は、様式7により電子メールで提出すること。

なお、提出の際は、件名を「【参加申込書】職員研修一括委託業務」とすること。

(2) 期限

令和8年1月9日（金）17時（必着）

(3) 提出先

石川県自治研修センター 宛

電子メール : jichiken@pref.ishikawa.lg.jp

7 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

- ア 研修企画提案書（別紙2に掲げる全12講座分） (様式1)
- イ 一括委託業務見積書 (様式2)
- ウ 会社（団体）の概要 (様式3)
- エ 過去3年間の研修等の実績 (様式4)
- オ 研修を受託するに当たっての自社の特色、優位な点など (様式5)
- カ 直近3期の決算諸表（貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出部数

2部（正1部、副1部）

(3) 提出期限

令和8年1月14日（水）17時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。）

(5) 提出場所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10番5号

石川県自治研修センター 一括委託研修担当 坂口、杉浦

8 企画提案者の審査

(1) 審査

ア 企画提案者の中から、石川県職員研修業務委託事業者等選定委員会が書面審査し、最優秀者1者を選定する。

イ 審査及びその内容は非公開とする。

(2) 審査基準

主な審査項目は別表のとおり

(3) 結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに、各企画提案者に対し、電子メールまたは書面により通知するとともに、ホームページで公表する。電話による問い合わせには応じない。

9 契約締結等

- (1) 県は、最優秀者を候補者として、内容、経費等について協議を行った上で、改めて見積書を徴収し、精査の上、随意契約の手続きをする。

- (2) 契約締結の協議においては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更または削除を求めることがある。
- (3) この企画提案募集は、令和8年度予算が成立することを前提とする。このため、令和8年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときには手続きの変更等（中止を含む。）を行うことがある。

10 その他

- (1) 研修企画提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 資料提出後の追加・訂正は認めない。
- (3) 企画提案書類の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。なお、これらの書類は、研修業務委託先選定作業以外には使用しない。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載がある場合には、当該提案は無効とする。
- (6) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (7) 県民等からの情報公開の請求に応じて、情報公開を行う場合がある。
- (8) 企画提案書類の提出、契約その他の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 提案者は、最優秀者の選定後において、この募集要領、仕様書等の内容について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

11 問い合わせ先・書類等提出先

〒920-0918 石川県金沢市尾山町10番5号

石川県自治研修センター

電話：076-231-6372

メール：jichiken@pref.ishikawa.lg.jp

別 表（募集要領8（2）関係）

項目	審査基準（ポイント）	配点
研修企画	(1) 本県が意図する研修目標を達成できる研修内容となっているか。	10
	(2) 研修内容に最新の情報や視点が盛り込まれているか。	10
	(3) 時間構成等のカリキュラムや研修技法に、受講生の興味を引き出し、研修効果を高めるための創意工夫がなされているか。	10
研修実施 ・運営	(1) 本県の研修を実施するために必要な人員、経営の規模及び能力を有し、安定的かつ確実に実施できる体制となっているか。	10
	(2) 企画担当者は、研修実施にあたっての地方公共団体の業務及び職員の状況を把握しているか。	10
	(3) 緊急時のバックアップ体制は、十分であるか。	10
	(4) 費用は、十分な研修効果が見込まれるよう適切に見積もられているか。	10
研修実績	(1) 本県の研修を委託するために十分な研修実績（過去3年間）があるか。	10
研修講師	(1) 本県の研修の講師として適任者が選定されているか。	10
	(2) 研修科目に対する講師の経験・実績は、十分なものであるか。	10